

## 積算内訳書の作成方法及び注意事項

### 1. 作成方法等

積算内訳書は、各公表案件に添付された積算内訳書を必ず使用してください。

また、この積算内訳書に必要事項を記載し入札書に添付（同封）のうえ提出してください。（積算内訳書の添付がない入札書は、無効とします。）

直接人件費は、単価及び数量が異なる清掃員ごとに別行にしてください。一式での記載は認めません。直接人件費の「摘要」欄には勤務体制を記載してください。（例：8:00～17:00 休憩 1 時間）

入札書提出後は、積算内訳書の差し替えや内容確認はできませんので、提出前に必ず内容確認を行ってください。

### 2. 注意事項

案件ごとの入札情報に定めがあるもののほか、次の表の各項に掲げる場合に該当するものについても、高松市契約規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 6 号）第 1 2 条の 4 第 9 号に該当する入札として、原則として当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とします。

|                      |                                                                                                             |                              |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 積算内訳書の不足と同視できる場合   | (1)                                                                                                         | 積算内訳書とは無関係な書類である場合           |
|                      | (2)                                                                                                         | 他の業務の積算内訳書である場合              |
|                      | (3)                                                                                                         | 他の入札者の様式を入手し、使用している場合        |
| 2 記載事項について明白な不備がある場合 | (1) 記載すべき事項が欠けている場合                                                                                         | ア 内訳の記載が全くない場合               |
|                      |                                                                                                             | イ 積算上の主要項目及び必須項目を満たしていない場合   |
|                      |                                                                                                             | ウ 各項目の計を求めている場合で、その計の記載がない場合 |
|                      | (2) 添付すべきではない書類が添付されていた場合                                                                                   | ア 他の業務の積算内訳書が添付されていた場合       |
|                      | (3) 記載すべき事項に誤りがある場合                                                                                         | ア 発注案件名に誤りがある場合              |
|                      |                                                                                                             | イ 提出業者名に誤りがある場合              |
| 3 記載事項が不適切である場合      | 直接人件費の単価が香川県最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の定めによる香川県において公告日（指名競争入札を行う場合にあっては入札の通知をした日）現在適用されている最低賃金をいう）未満である場合 |                              |
| 4                    | その他積算内訳書に不足と同視できる、又は積算内訳書の記載事項について明白な不備がある、若しくは不適切である場合                                                     |                              |